

市債権の放棄について(こども家庭局関係分)

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行った債権は下記一覧のとおりです。

[平成31年4月 ~ 令和2年3月 実施分]

	会計区分 〔一般・特別・ 企業〕	債権の名称	法的 区分	左の 件数 (件)	金 額 (円)	放棄事由 〔条例第16条 該当号〕	所管課 (連絡先)
1	特別	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	18	6,250,885	1号	家庭支援課
2	特別	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	3	1,069,598	2号	家庭支援課
小計				21	7,320,483		
3	一般	母子家庭小口援護資金貸付金	私債権	10	158,000	1号	家庭支援課
小計				10	158,000		
4	一般	神戸市立ひよどり荘光熱水費	私債権	4	42,052	1号	家庭支援課
小計				4	42,052		
合 計				35	7,520,535		

[参考]

○ 各債権の概要

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金  
母子及び父子家庭の児童の就学の促進や、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立を支援するため修学、就学支度、転宅等12種類の貸付を行う。
- ・ 母子家庭小口援護資金貸付金  
母子家庭に対し、日常生活を維持するための緊急の出費に必要な資金の貸付を行う。  
(平成15年度末に廃止)。
- ・ 神戸市立ひよどり荘光熱水費  
配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、自立促進を図るための母子生活支援施設。入居期間中に徴収すべき光熱水費の未納金。  
(平成12年5月に廃止)

○ 神戸市債権の管理に関する条例 (抜粋)  
(放棄)

第16条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該その他の債権(時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。